

スルコト 但シ六月以上を過ぎず不満者ハ八十日分を給スルコト

五、職長ハ工場主任全従業員代表者ト協議ノ上之シ宜ムルコト

二、工場法ハ即時實行スルコト

三、労働組合加盟ノ自由ヲ認メラルコト

三、不勞解雇ハセサルコト

四、二名ノ従業員ニ対スル賃銀ノ値下ハ従前ニ復スルコト

但シ此ノ増給セサルコト

右ハ本場従業員ニ対スル島田氏ヨリノ敬意アル和解條項ニ依リ本工場
従業員満場一致ヲ以テ之ニ賛意ヲ表シ可決シタルモノナリ

今工場ニ對スル和解條項

一、現在ノ歩引ノ取割五分ニシテスルコト

二、今機屋下ノ変更ノ場合ハ島田氏對細野氏ニ於テ協議上之ヲ宜ムルコト

三、島田ハ細野ニ對シテ月工賃總額を六十円也ニ減出スル加工品ヲ送ル

コト若シ島田ハ細野ニ對シ前記金額ニ達スル加工品ヲ送ラサル時ハ其ノ

不足額ヲケ島田カ之ヲ負担スルコト

但シ細野ノ都合ニ該金額ニ達セサル時ハ島田ハ其ノ責任を負ハサルコト

四、毎月十四日及月末日ニ現金ヲ工賃シテ又拂フコト

五、機械及家屋ノ修繕費ハ工場主シテ島田ニ於テ負担スルコト

六、不當解雇ハセサルコト

右ハ今工場主細野ニ對シ島田氏ヨリ敬意アル和解條項ニ依リ今工場主
細野之ニ賛意ヲ表シ可決シタルモノナリ

昭和五年九月二十八日

島田製作所 島田治郎吉 (印)